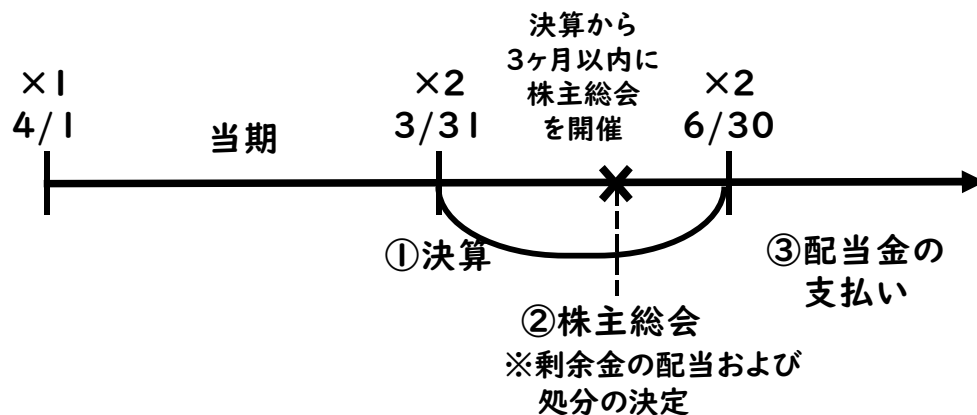


株式会社会計（剰余金の配当および処分）

・剰余金とは、株式会社の儲けによって余ったお金（＝獲得利益）のことをいうが、この剰余金の使い道は、（ ）が重要事項を決定する場である（ ）において決定を行う。

・使い道には、「株主への配当」・「社内への積立て」等がある。このように「剰余金の使いみちを決めること」を剰余金の（ ）といい、そのうち「株主への配当」にすることを、剰余金の（ ）という。

・《配当・処分の流れ》



①. 決算においては、帳簿の締切りにおいて用いる（ ）勘定の差額で計算される「当期純利益」または「当期純損失」を（ ）勘定へ振替える。

②. 株主総会の決議において、剰余金の配当・処分の内容が決定したら繰越利益剰余金勘定を減らし、適切な勘定へ振替える。

※適切な勘定 …3級では、「未払配当金」・「利益準備金」のみ出題

③. 株主に配当金の支払いを行う。

●ポイント●

株式会社は、決算から3ヶ月以内に株主総会を行い、剰余金の配当および処分を決定してから、後日株主へ配当金を支払う。

